

目 次

【 就労支援事業会計処理基準の重要性・必要性 】

No	質 問 事 項	ページ
1	新たな会計処理基準では、多機能事業所等においては各就労支援事業ごとに事業区分を設けることが要請されているが、事務処理が煩雑になり現実的に対応できない事業所もあるのではないかと。多くの労力を費やすことに意義があるのか。	1
2	新基準では、適正な利用者工賃の算定のため、セグメント別の情報開示（新たにC/Rと販管費の明細を作成）を要求しているが、就労移行支援事業やB型のような不安定な就労形態で生産ラインが確立すると考えているのか？現実的にそのような名目的な要請を実現できる施設があると考えているのか。 仮に現実に即した会計処理を行う場合、具体的にどのように会計処理を行うのか。 例えば、就労移行支援事業やB型に属すると考えられる収益と費用を抜き出してC/R及びP/Lを作成した場合、そこに強い恣意性が介入する恐れはないか。 新基準が示す共通経費の按分基準も含め、経済的実態とかけ離れた数理的な情報開示に多くの労力を費やすことに本当に意義があるのか。	2
3	今回の「就労支援等の事業の会計処理の基準」では、就労支援事業会計処理基準に定めない事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うものとするところがあるが、一般に公正妥当と認められる会計の基準とは何を指すのか。	2

【 就労支援事業の会計処理基準の適用・適用時期 】

No	質 問 事 項	ページ
4	平成19年度には事業体系を移行しないのですが、会計処理のみ適用して、何か不都合はないでしょうか。	3
5	生活保護法による授産施設について、その一部を就労継続支援B型の基準該当障害福祉サービスとした場合、就労支援事業会計処理基準によって経理する必要があるのか。	3
6	小規模授産施設から新事業体系へ移行し、就労支援事業を行う場合には、「就労支援事業会計処理基準」の適用はどうか。	3
7	利用者が、小規模に作業を行っている更生施設等が、就労支援事業へ移行した場合の「就労支援事業会計処理基準」の適用は、どのようにすれば良いか。	3
8	無認可の小規模作業所は、就労支援事業会計処理基準を採用しても良いのか。	3
9	就労支援事業とともに、日中一時支援事業を実施している場合は、どの会計基準が適用されるのか。	3
10	現在は、障害のない生活保護者の措置はありませんが、今後このような方が通所された場合は会計処理は別個とするのか？現在、職員給料等を区別（区分け）することは難しい。特例（訓練等給付費と措置費の両方が発生した場合の処置）が必要ではないか。	3
11	当法人は三都道府県に事業本部があり、各事業本部で新体系への移行時期が異なる予定である。通所授産施設は19年度に就労移行支援へ移行し、小規模通所授産が旧法施設支援のまま残ることとなる。この場合の就労支援事業会計処理基準の適用開始時期は、いつか。小規模授産施設の会計基準は現行の授産施設会計基準のままでよいのか。	4
12	同一法人内の通所授産施設は、19年度内に就労移行支援事業への移行を決めているが、小規模授産は20年以降の自立支援法への移行を検討している段階である。この場合、19年度は就労支援への移行をしない、現小規模授産も含めて法人全体として就労支援事業会計処理基準を適用しなければならないものなのでしょうか。可能ならば、19年度は就労支援に移行する事務所のみ適用としたいのですが、教えてくださいませんか。	4

No	質 問 事 項	ページ
13	身体障害者福祉工場から就労継続支援A型、就労移行支援事業、相談支援事業に10月1日付で移行済である。その他法人内に別事業として、旧体系身障授産施設が1カ所ある。 平成18年10月～平成19年3月までの処理について、年度途中の会計処理の取り扱い変更は困難であり、会計単位又は経理区分については、従前の例によることとされているが、上記新体系移行の場合の具体的な各事業の収支計算書は、どのように作成すればよいか。	4
14	法人内で就労継続支援、就労移行支援、生活介護の3つの事業に移行した場合、就労支援事業会計処理基準・社会福祉法人会計基準のいずれが適用されるのか。	4
15	法人内で生活介護（生産活動あり）のみが移行し、授産施設が旧法施設支援で残る場合、どの会計基準が適用されるのか。	4
16	生活介護において生産活動を行う場合において、就労支援事業会計処理基準を適用しない場合の留意点は。	5
17	就労移行・就労継続・生活介護へ移行した場合、就労移行・就労継続は就労支援事業会計、生活介護は社会福祉法人会計・就労支援事業会計、いずれでも選択できるとお聞きしましたが、移行・継続で同一会計ではなく、それぞれに分けなければならないのでしょうか？その場合の按分率は人数按分等事業所で決めて良いか。（諸費用・工賃（同一作業をすることになると考えられるので））	5
18	多機能型でB型と生活介護を行う場合、生活介護は、柔軟な対応が可能となっているが生産活動を行っている場合の具体的な対応（これまでの授産施設会計で良いのか？）。	5
19	従来の更生施設等においても、また新事業においての生活介護事業等においても、作業等の中で小額ながら発生し、利用者に返還してきたと思いますが、このような小規模の事業においては、就労支援事業会計処理によらずに良いと解釈してよろしいでしょうか。	5
20	現在、身体障害者通所授産施設ですが、できれば4月より生活介護として運営を希望している。生活介護でも生産活動をする場合「就労支援事業会計基準」を取ることができるとされているが「就労支援事業会計基準」を取らず、今までの授産会計基準を使って良いか。	6
21	工賃支払を行っている生活介護事業と通所授産は、平成19年より就労支援事業会計に移行するのか？その際、経理区分を設けて処理するということが良いのか。	6

【 会計単位、経理区分、事業区分 】

No	質 問 事 項	ページ
22	当施設では移行する際、多機能型事業所に移行しようと思っています。その際の会計単位及び経理区分は具体的にどうなりますか。	6
23	会計区分として、就労支援事業は以前の授産会計のように1つの会計区分になるのか。	6
24	本部経理区分の設定は、実態に基づき法人の任意で決めて差し支えないとのことだが、現在、一般会計と授産会計にそれぞれ本部経理区分を設定している。就労支援事業を行う場合は優先的に本部経理区分を置いたほうがよいか。	6
25	現在、法人内で知的更生施設と知的授産施設を計4カ所経営しているが、今後、生産活動のない生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、地域活動支援センター、に移行する予定である。この場合の会計基準および会計単位はどのように設定すべきか。 また本部会計はどこに設定すべきか。	7
26	経過措置により新たな事業体系に移行しない法人や施設の場合で就労支援事業会計処理基準を適用した場合、まだ新体系事業に移行していないので、事業区分を「 事業」「 事業」と区分できないのではないのか。	7

No	質 問 事 項	ページ
27	現在、旧法における知的障害者更生施設、知的障害者授産施設を合計4ヵ所経営しております。平成19年度以降、段階的に新体系へ移行し、最終的には 生産活動のない生活保護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 地域活動支援センター を選択する予定です（4拠点とも多機能型へ移行予定）。この場合、会計単位はどのように設定すべきでしょうか？また、複数の会計単位が必要となる場合、経理区分としての法人本部はどの会計単位に属すべきなのでしょうか。	7
28	併設の経過的デイサービス30名と単独型のデイサービス15名及び知的障害者通所授産施設35名の施設を平成19年4月から生活介護20名、就労移行支援35名、就労継続支援B型25名の多機能型に移行した時に、日中一時支援事業を実施した場合の収支受け先は、どの経理区分で処理することになるのでしょうか？	7

【 計算書類、勘定科目 】

No	質 問 事 項	ページ
29	社会福祉法人会計基準および授産会計基準では中区分以下の勘定科目の追加が法人の判断で認められていたが、就労支援事業会計処理基準ではどうか。	7
30	ほとんどの施設が会計ソフトを導入しているが、ソフト会社との連携を取り、スムーズに移行できるように体制を整えているのか。	8
31	新たな会計基準を適用することにより、計算書等の書類は何があるのか。任意のものも含めて教えて頂きたい。	8
32	貸借対照表内訳表は、「できる」規定なので作成しなくてもよいか。	8
33	平成18年度に新規で新体系事業を立ち上げた。製造原価明細表等について、19年3月に作成する必要はあるか。	8
34	内訳表や明細表は毎月作成しなければならないのか。	8
35	就労支援事業会計処理基準に移行した場合、他の社会福祉事業に係る会計単位の資金収支決算内訳表や事業活動収支内訳表等と合算できるか。	9
36	就労支援事業会計処理基準に移行した場合でも、他の社会福祉事業に係る会計単位（入所更生施設）等の資金収支決算内訳表や事業活動収支内訳表等とは合算してはいけないのでしょうか。	9
37	現在、クリーニング、縫工、ダイレクトメール折り込み事業を行っています。下請けによるサービス業や零細な製造と販売を同じ人が行っており、作業時間も両者に明確な線引きがありません。「就労支援事業製造原価明細表」と「販売費及び一般管理費明細表」をどのように区分したら良いか皆目分らないしております。合理的な基準によって正確に測定する方法が分かりません。実務においては具体的にどのようにしたら良いのでしょうか。	9
38	就労支援の事業の会計処理の基準の留意事項等の説明の中のP23の件で「自立支援給付に専用の勘定科目を設けて」とありますが、地域生活支援事業（福祉ホーム・日中一時支援等）の勘定科目はどうすれば良いのでしょうか。	9

【 積立金、繰越金、剰余金 】

No	質 問 事 項	ページ
39	「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」の第2の4「その他の事項(1)のイ」にある「当該指定障害者支援施設等の健全な運営に必要な額以上の収支差額が生じないように」とは何を意味するのか。次期会計への繰越金が可能の意か。そうだとすると、どの位の金額が妥当な範囲か。	9

No	質 問 事 項	ページ
40	原則発生しないとされる就労支援会計上の余剰金は、どういった場合に発生するのか。	10
41	工賃変動積立金はその限度額内で何度でも積み立ては可能か。	10
42	工賃と設備整備の積立金について教えて頂きたい。 ・どの時点でどのようにして積み立てるのか。 ・口座を別に作る必要があるのか。 ・積み立てや取り崩しに理事会等の承認などが必要か。	10
43	「就労支援の事業の会計処理の基準」に規定されている積立金を、他の目的に繰替使用した場合、決算上、特別な処理が必要となるのか。	10
44	「工賃変動積立金」について、積立額は過去3年間の平均工賃の10%以内とのことだが、過去3年間とはどの年度からを指すのか。	10
45	工賃変動積立金及び設備等整備積立金の積み立てにあたって、留意すべきことは何かあるか。	11
46	工賃変動積立金、設備等整備積立金が上限額を上回っている場合はどの様に処理したらよいか。 また、積立金はその2つしか認められないのか。	11
47	「設備等整備積立金」の各年度における積立額は10%以内となっているが、就労支援事業収入の10%以内なのか、それとも福祉事業活動収入も含めた全体収入の10%以内なのか。	11
48	設備等整備積立金について、各事業年度における積立限度額は就労支援事業収入の10%以内と謳っているが、資金収支決算表の就労支援事業活動による収入の範囲か。福祉事業活動など全て合算の収入か。	11
49	積立金は、事業ごとに計算するとされているが、その事業とは何か。	11
50	設備等整備積立金で言う「就労支援事業資産」には、就労支援事業で使用する建物を含めてよいか。	12
51	設備等整備積立金の対象としての就労支援事業資産とは、どのような設備（固定資産）が対象となるのか。	12
52	就労支援の事業の会計処理の基準」の「4．積立金の積み立てについて」で規定されている「工賃」、「賃金」について詳しく説明して欲しい。	12
53	「工賃変動積立金」の各年度の積立上限額及び積立限度額にいう「平均工賃」は、どの様に算出すればよいのか。	12
54	ある年度において、工賃変動積立金を取り崩して工賃を補填して利用者に支給した場合、次年度からは当該年度の工賃も含めて過去3年間の平均工賃を算出することになるが、その際の当該年度の平均工賃は、工賃変動積立金により補填した後の工賃とするのか。それとも補填前の工賃とするのか。	13
55	工賃変動積立金は、いつの時点で取崩し、どのように工賃として組入れ、支払いするのか。	13

【 具体的な会計処理等 】

No	質 問 事 項	ページ
56	障害者自立支援法施行規則（厚生労働省令）第二十五項に、就労移行支援又は、就労継続支援の特定費用として、生産活動に係る材料費が示されています。この規定は、売上から経費を差し引いた額を工賃として支給する考えと矛盾していると思われませんが、どう解釈したらよろしいでしょうか。	13

No	質 問 事 項	ページ
57	就労支援事業における経理区分や事業区分ごとの共通経費（事業経費）の按分は、どのように行えば良いのか。事業所で決めてもいいのか。	13
58	平成19年4月より多機能型で就労移行支援事業（10名）、就労継続支援B型（45名）への移行を予定。現在、作業として自動車部品の組立を委託作業として行っている。新体系への移行に伴って、新たな授産科目の導入は出来ないのか、現在の組立作業の一部を就労移行支援事業の作業として考えている。会計処理においては、各就労支援事業毎に処理するようになっているが、加工収入及び支出（必要経費・工賃等）を按分処理によって行っても良いか。	14
59	授産会計基準には論理矛盾がありましたが、資金収支差額を原資に工賃支給してきました。就労支援事業会計では、明確に事業活動収支差額が源資となるため、工賃支給額を下げざるを得ないのではないのでしょうか。	14
60	就労移行支援事業と就労継続支援事業における、工賃の取扱いの違いはあるのか。どこまでが工賃として支払うべきものとして取扱われるのか。	14
61	生活介護事業で工賃を支給する場合の基準は。	14
62	就労支援事業別事業活動収支内訳表の作成における就労支援事業指導員の扱いについて、就労支援事業で雇用する職員以外（社会福祉活動の収入範囲の職員/=配置基準）も原価計算にカウントするのか。カウントする場合、1日の内、その作業時間のみで良いのか。例えば研修・出張の扱い。	14
63	就労支援事業活動の部の支出の中に、職業指導員の人件費等も含めなければならないのか。原価計算の中にカウントしなければならないのか。	14
64	身体障害者福祉工場から就労継続支援A型、就労移行支援事業、相談支援事業に10月1日付で移行済である。その他法人内に別事業として、旧体系身障授産施設が1カ所ある。 職員人件費計上の方法に一定のルールはあるのか。 例えば、サービス責任管理者、職業指導員、就労支援員等職種により支出科目に違いはあるのか。就労支援事業活動による支出になるか又は福祉事業活動による支出か。	15
65	職員人件費の就労支援事業活動・福祉事業活動の計上の方法に一定のルールはあるのか。例えば職業指導員、就労支援員など。	15
66	就労支援事業の部の勘定科目の福利厚生費は、指定基準を超えて就労支援事業において雇用している職員の健康診断等に充てるとのことだが、利用者に係る健康診断等は訓練等給付により賄うということでしょうか。	15
67	授産活動に減価償却費は発生するのでしょうか？私の施設では、クリーニング業を行っております。大型洗濯機・乾燥機など固定資産は福祉活動に計上しておいて、補助金でも対応しています。按分計算なども必要でしょうか。	15
68	就労支援事業活動に減価償却費は発生するのか。クリーニング業を行っているが、現状では大型洗濯機・乾燥機などは福祉活動に計上して国庫補助金で対応している。按分計算が必要か。	16
69	新たな事業体系への移行にあたって、会計規定の変更以外に必要となるものはあるか。	16
70	グループホームの世話人を兼務する予定の職員がいます。資金のやり取りは会計単位間繰入金収入・支出でよろしいですか。	16
71	固定資産の購入はどのように行ったらよいのですか。	16
72	自立訓練（機能訓練・生活訓練）で収益を得た場合、その収益はどのように処理したらいいのか。	16